

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年11月10日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、広島県砂防指定地管理規則（昭和46年広島県規則第3号。以下「砂防管理規則」という。）第3条及び第4条に基づく知事の許可を受けずに、広島県内で不法に砂防設備を占有している橋の内訳明細（河川（溪流）名ごとの該当する橋の数）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、砂防管理規則第3条及び第4条に基づく知事の許可を受けずに、広島県内で不法に砂防設備を占有している橋の内訳明細文書（以下「本件対象文書」という。）について、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年11月25日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成16年1月13日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 砂防設備の占有については、日本国政府から国有地管理者として河川の管理をする許可権が広島県に与えられていると考えられることから、河川法や砂防法に関する法令違反を日本国政府が許容しているとは考え難いところである。したがって、開示請求書に記載した文書は、常識的には存在する文書であり、砂防室は不適法な処分を行った疑義があることから、速やかに文書を開示するよう要求する。
- (2) 砂防室は、不法に砂防設備を占有している膨大な数の橋の管理・監督を、是正を指導した個々の資料のみで行い、当該橋の数さえも河川名ごとに把握していないと開き直っている。

- (3) 公務員である以上、各地域事務所は本来の職務として砂防河川の占用実態を把握しているはずであり、職員が作成した河川ごとの不法占用を含む橋りょうの実態調査の記録を隠匿し、行政文書不開示（不存在）決定を強行したことに対して抗議するとともに、開示請求の対象である文書を速やかに開示するよう強く要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

広島県内の砂防指定地内の二級河川及び普通河川に、広島県砂防指定地管理条例（平成14年広島県条例第47号。以下「砂防管理条例」という。）第3条及び第4条の規定に基づき許可を受けて設置されている橋りょう（砂防管理条例施行前に砂防管理規則第3条及び第4条の規定により許可を受けたものを含む。）については、その許可申請書等の書類は、許可された年度別に当該砂防指定地を所管している地域事務所に保管されており、これら個々の橋りょうについては、当該許可申請書等の書類によって、その設置場所などを特定することができる。

しかし、許可申請がされておらず、許可も受けていない橋りょうについては、その是正を指導した個々の資料以外には、その設置場所や数量などを特定できる資料は保有していない。

したがって、条例第2条第2項の規定に定める行政文書として、異議申立人の請求の趣旨に合致するものは存在しない。

第5 審査会の判断

1 砂防指定地及び砂防設備の占用について

砂防指定地とは、砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により、砂防設備を要する土地又はこの法律により治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定したものであり、砂防設備とは、同法第1条の規定により、砂防指定地において治水上砂防のため施設するものとされている。

そして、砂防指定地及び砂防設備の管理について、実施機関は、砂防法第4条第1項及び第5条の規定に基づき砂防管理条例を制定し、必要な規制等を行うこととしている。ただし、砂防管理条例が施行される前は、砂防管理規則によって、砂防設備等の管理を行っていた。

砂防管理規則第3条の規定において、砂防指定地内において、砂防設備以外の施設又は工作物の設置をしようとする者は知事の許可が必要とされており、これが制限行為許可である。

また、砂防管理規則第4条の規定において、砂防設備を占用しようとする者は、知事の許可が必要とされており、これが占用許可である。さらに、占用許可には、通常、許可期間が定められており、当該許可期間を超えて砂防設備を占用する場合は、占用許可の更新をする必要がある。

なお、制限行為許可及び占用許可については、砂防管理条例においても、それぞれ第3条及び第4条で、砂防管理規則と同様に規定されている。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、砂防管理規則第3条及び第4条の規定に基づく知事の許可を受けずに、広島県内で不法に砂防設備を占有している橋の内訳明細（河川（溪流）名ごとの該当する橋の数）で、実施機関は、作成又は取得していないため、不存在としたものである。

3 本件処分の妥当性について

本件対象文書には、当初から砂防管理規則第3条及び第4条の規定に基づく知事の許可を受けずに砂防設備を占有している橋りょうに関するものと、いったん知事の許可を受けたが、更新手続が滞るなどして、不法占有状態になっている橋りょうに関するものが含まれる。

前者について、実施機関は、許可申請がされておらず、許可も受けていない橋りょうについては、その是正を指導した個々の資料以外には、その設置場所や数量などを特定できる資料は保有していないと説明する。

当審査会において、実施機関が不法占有を個別に是正指導した記録の一部を見分したが、その文書は実施機関の職員と不法占有者との個別のやり取りを記録したものであって、本件対象文書に該当するものとは認められない。

また、許可申請等がされていない橋りょうについて、「設置場所や数量などを特定できる資料を保有していない。」という実施機関の主張を疑わせる事情も確認できなかった。

一方、後者について実施機関に聴取したところ、制限行為及び占有の許可申請ごとに作成する「砂防設備占有許可台帳」に基づき管理しており、未更新となっている橋りょうを取りまとめた資料は作成していないという。

確かに、砂防設備占有許可台帳を個別に見れば未更新の橋りょうを把握することができ、更新の催促等を行うことが可能であると考えられるため、未更新となっている橋りょうの数を河川ごとに取りまとめた資料を作成していなくても不自然ではない。

したがって、実施機関が本件対象文書を保有していないとして不開示（不存在）とした決定は妥当である。

4 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

(別記)

審査会の処理経過

年月日	処理内容
16. 2. 25	・ 諮問を受けた。
16. 8. 26	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 5. 31	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
18. 6. 13	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 8. 1	・ 異議申立人から意見書を収受した。
18. 8. 16	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
25. 4. 23 (平成 25 年度第 1 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
25. 5. 23 (平成 25 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
松 本 亮	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授